

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年12月26日

秋田県後期高齢者医療広域連合

代表監査委員 小野昌樹

令和6年度定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和6年12月26日

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 小野 昌 樹

1 監査の対象

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局

2 監査した期日

令和6年11月29日（金）

3 監査の範囲

令和6年度における財務に関する事務の執行

4 監査の方法

令和6年度定期監査資料及び事務局の説明を基に、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。

5 監査項目

予算の執行、収入事務、起債及び一時借入金、支出事務、契約事務及び財産管理事務

6 監査の結果

事務事業及び予算の執行等、良好であると認められる。特別会計諸収入における診療報酬等返還金等の収入未済について、関係機関と連携及び情報収集を行い、また、法令等に基づく処理を的確に行う等、引き続き未収額の縮減に努められたい。